

令和3年8月25日

公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック所属チーム 各位

公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック長 松本 行弘



中日本ブロック通達

「緊急事態宣言」発令にともなう8月27日以降のチーム活動について

新型コロナウイルス感染症が中日本ブロック管内においても急拡大し、政府より静岡県に続き愛知県、岐阜県、三重県が「緊急事態宣言」の対象地域に追加されました。

感染者の9割以上を占める「デルタ株」は愛知県、岐阜県、三重県で感染者や重症者が過去最多を更新するなど、爆発的な感染拡大が続いています。また従来株よりも10～20代においても感染力が強く、重症化しています。

中日本ブロック管内でも8月になってから指導者及び選手の感染報告が続いており、当該チームは活動の自粛を余儀なくされています。

つきましては「緊急事態宣言」期間の8月27日から9月12日までの活動については下記の「要請」を行います。すべての選手、関係者の健康と安全を最優先とするためご協力、ご対応をいただきますようお願いいたします。

<要請内容>

□「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令された地域のチームへ

【要請内容】

- ・平日練習の自粛
- ・屋内でのイベントの自粛

□中日本ブロック8支部のチームへ

【要請内容】

7月12日付連盟本部発出の「新型コロナウイルス感染防止対策 新ガイドライン (2021.7月改訂版)」を遵守するとともに、各地域の自治体の指導に従って行動していただきますようお願いいたします。

以上

新型コロナウイルス感染防止対策 新ガイドライン(2021.7 月改訂版)

1.ボーイズリーグの活動における基本注意事項(以下、「基本事項」という。)

(1)活動参加に際して

- ①選手・指導者・保護者等・役員等すべての関係者は、当日の検温を図り、熱・風邪 症状(喉痛、咳、痰、呼吸症状)等の体調に異常がある場合は参加不可 ②感染拡大期はもとより、**活動への参加を強制するのではなく、選手の保護者から同意をとり、チームとして常に参加の意思を確認する**

(2)マスク着用の義務

- ①人との距離横 1m、前方 2mの距離が取れない場合(基本距離)マスク着用
- ②指導者、審判、保護者等の大人は、上記①に限らず大会、試合、練習含めマスク着用を基本とする
- ③屋内での活動は原則マスク着用
ただし、選手のみ練習・トレーニングする際にはマスクは不要
- ④大会・試合中は控え選手はマスク着用

なお、熱中症予防のため基本距離を置いて会話せずにマスクを外す習慣をつけること
選手はグラウンド内の練習・試合等においては上記①の基本距離、程度の間隔を十分に
とるように配慮すれば、練習中、原則選手はマスク不要とする

(3)昼食等飲食時の注意

飲食する場合は、以下を遵守すること

- ①食事前等に手洗い、手指消毒すること
- ②前 2m、横 1mの距離をとる
- ③黙食とする
- ④保護者等が配膳する場合は、選手・保護者はマスク着用

(4)手洗い・うがい、消毒の慣行

活動の際には、こまめな手洗い・手指消毒・うがいと使用後の備品の消毒などの慣行をチームとして義務づけること

(5)備品・消耗品の常備

チームは手指用消毒薬、備品用消毒薬、石鹸、体温計、ペーパータオル等を常備すること

(6)活動参加者の把握(チーム内での感染拡大防止のため)

チーム及び大会等の主催者は、活動における参加者を「新型コロナウイルス感染症対策当日参加名簿」等の提出により把握しておくこと

2.主催大会、地区大会の注意事項

(1)大会開会式、閉会式について

- ①開催会場の了承を得て会場の規則と以下の事項を遵守したうえで開催を認める
- ②マスク着用の上、横 1m以上の間隔をあけること
- ③主催者のあいさつ等は距離をとりマスク不要
- ④式はできる限り簡素化し、短時間での式運営に努めること

(2)大会運営について

- ①室内本部はマスク着用、必要最低限の者で運営を行う。換気を行ない、密を避ける。
- ②球場責任者は、各担当者を配置して、チーム代表に観客等含めて密にならないよう指導し、消毒液・手洗い用、ハンドソープ等を設置すること(本部席、ベンチ、トイレ等)
- ③各チームは試合開始 1 時間前に大会本部に到着すること

早く到着した場合は、大会本部・球場付近には集合せず、離れた場所で選手、保護者等に密を避け待機

- ④各チームは、チーム責任者が登録役員・選手名簿、オーダー表、「新型コロナウィルス感染症対策当日参加名簿」を本部受付に提出する
 - ⑤チーム到着時、帰途時の挨拶はしない
 - ⑥試合前審査は審査証確認及び道具審査のみとし、代表のみが立ち会う
 - ⑦球場入場前に大会本部役員はチーム全員に検温、アルコール消毒を実施する
 - ⑧試合開始に際し、両軍は前 2m以上の距離をとり集合し、球場責任者がホームベース前で審判員・指導者・選手等に「基本事項」1-(2)を確認。脱帽して声を出さずに礼をもって挨拶とする
 - ⑨試合中は、チーム責任者は「基本事項」1-(2)をチーム内で徹底させること(観戦保護者等含む)
 - ⑩試合終了後は密を避けるために速やかに会場から解散する
 - ⑪接待・運営は密を避けて行うこと
- 1-(3)「昼食等飲食時の注意」を遵守する
- 飲料等については、配膳する前に手洗い・消毒
- 感染防止に配慮した使い捨て容器の使用を推奨する。使い捨て以外の食器等は合成洗剤で必ず洗浄すること
- ⑫その他細目については、大会主催者が本ガイドラインの趣旨に基づき大会運営細目等を別途定めて大会を運営する

3.遠征・合宿等、入部歓迎会・卒部式・祝勝会等の行事について

(1)「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」時の対応

- ①「緊急事態宣言」発令中は原則、行事、遠征、練習試合等は禁止
- ②「まん延防止等重点措置」は、屋内での行事等は原則禁止
- ③その他、連盟通達等による指示に従うこと(一定の緩和措置等の発文等)

(2) 練習試合・遠征について

- ①練習試合は、特に相手チームとの交流については「基本事項」を遵守すること
 - ②都道府県をまたがる遠征については、当該自治体・教育委員会の規制に従うこと
 - ③移動の際には、車中の換気を行い、マスク着用、会話を控えること
 - ④全国から集まる大会(春季全国大会、選手権大会、鶴岡杯等)については、移動の際、上記③に加えバス・マイクロバス等は定員の半分相当で移動すること(※乗用車は除く)
 - ④宿泊を伴う遠征は、宿泊先と協議の上、「基本事項」の遵守とソーシャルディスタンスに配慮したシングルユースを基本に食事時等に感染防止策を講じること
- 特に指導者・保護者等の大人は、酒類を伴う飲食は自粛すること

(2) 入部歓迎会・卒部式・祝勝会・新年会等について

- ①当面は屋内での飲食を伴う開催に当たっては、事前に会場設営図や感染防止策を講じた開催要項について書面で支部長を通じて提出しブロック長の承認を得る
- ②会場との協議の上、3密を避け、ソーシャルディスタンスに配慮した設営を基本に、「基本事項」を遵守する
- ③酒類等の飲食を伴う場合は、都道府県・市町村長が定めたルールに従い、会場との協議を行い、「基本事項」を遵守した感染を避ける措置を講じること(会食には仕切り板や約2mの間隔が必要で乾杯時の人との距離に配慮し、酌の交換は禁止する等)
- ④屋外での開催は、「基本事項」を遵守し、特に1-(3)「昼食等飲食時の注意」を遵守すること

4. チーム内で感染者が出た場合の対応・対策について

(1) 選手・指導者及び同居家族がPCR検査を受けた場合

- ①選手・指導者及び同居家族がPCR陽性検査を受ける場合は必ずチームに報告すること(普段からチーム内で連絡徹底を指導)
- ②PCR検査の結果が分かるまでチーム活動への参加は禁止すること
結果判明後速やかにチームに報告すること
- ③PCR検査の結果、陽性の場合、感染者となり感染者は、咽頭痛や頭痛、倦怠感等の症状発出日(無症状者の場合は陽性と分かった日ではなく検体採取日)から10日間の療養(発熱が続く場合は延長)
- ④感染者の家族等は、濃厚接触者となるため、当該感染者がホテル・入院等に隔離された日の翌日から14日間の活動を禁止とする

なお、当該陽性者が隔離されない場合は、当該陽性者の健康観察解除日の翌日から14日間の活動を禁止とする。(健康観察期間とは、上記③でいう10日間であり、隔離されない場合は最長24日間の活動禁止)

- ⑤同居家族等の濃厚接触者がPCR検査陰性の場合も上記④と同じとする
- ⑥報告を受けたチームは、陽性者の発症2日前にその陽性者がチーム活動に参加していた場合は大会開催中であっても活動を直ちに停止すること

濃厚接触者については無症状であった場合はチーム自体の活動を中止する必要はない

- ⑦上記についてチームへの感染の可能性は保健所・保健福祉センター(以下、「保健所等」

という)が陽性者に対して疫学調査を実施して判断することから保健所等の判断を待つて活動再開の時期を考えること

(2)選手・指導者等が陽性となった場合

- ①選手・指導者等が PCR 陽性となった場合は保健所等が入院や自宅療養等の期間を指示するので、その期間は活動禁止とする
- ②保健所等による濃厚接触者の判定による指示が出るまでチームの活動を停止する
- ③したがって、チーム代表及びチームの構成員は保健所等の調査に協力すること
※チームは集団であり個人への連絡またはチーム代表に保健所等から連絡が入る
- ④保健所等の指示に従い、活動再開時期を考えること

(3)大会期間中の連盟等報告について

- ①大会期間中に参加しているチーム関係者に陽性者が判明した場合は、当該チームの代表者は、活動停止措置をとり、速やかに大会運営本部及び支部長を通じてブロック長に報告すること
- ②大会主催者は、本通達の「基本事項」に照らして感染拡大の恐れがあると判断した場合は、直ちに大会を中止・延期にするか、または、当該チームと対戦・接触したチームに対する出場辞退等を検討する。なお、判断に当たって「基本事項」に照らしても判断が困難な場合は、管轄の保健所等と協議したうえで決定する方が望ましい
- ③報告を受けたブロック長が感染拡大の恐れが高いと判断した場合は上記によらず連盟本部と協議の上、中止・延期等の決定ができることとする。また、連盟主催の大会においては、これを会長が判断する

(4)その他

選手、チームへの差別偏見につながることから陽性者発生情報に関しては、詮索、公表等については避け、プライバシー保護に努めること

以上、本ガイドラインを遵守した上でボーイズリーグの活動に努めることとされたい